

告示

埼玉県告示第千四百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナンPRO越谷瓦曾根店

埼玉県越谷市瓦曾根二丁目八百八十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 循環型社会形成推進基本法を踏まえ廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- (2) 空調室外機、キュービクル等については定期的に点検・整備を行い、騒音・振動防止に努めるとともに、埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、駐車場利用者へのアイドリングストップの周知を図るため、駐車場の見やすい場所にアイドリングストップの看板を複数枚掲示すること。
- (3) 店舗の設置工事の手法によっては、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業実施届出書の提出、または越谷市環境保全条例に基づく指定建設作業実施届出書の提出が必要となる場合があるため、事前に環境政策課との協議を行うこと。

二 縦覧期間

平成二十八年十一月四日から平成二十八年十二月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター